

告 示

埼玉県告示第七百四十四号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年六月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 知事指定薬物

イ ニー「（四―クロロ―二・五―ジメトキシフェネチルアミノ）メチル」フェ

ノール（通称名ニ五C―NB OH）及びその塩類

二 効力発生の日

平成二十七年六月二十五日